

# 八田小学校「学校いじめ防止基本方針」

H29年同国の方針改定，及び，H30年9月山梨県いじめ防止等のための基本的な方針改定を受けてH31年度改定

- 1 いじめ問題に対する基本的な考え方
- 2 いじめ対策の組織
- 3 未然防止の取り組み
- 4 早期発見の取り組み
- 5 いじめへの対処
- 6 その他の留意事項
- 7 いじめ防止指導計画の作成

## 1 いじめ問題に関する基本的な考え方

はじめに

いじめは、決して許される行為ではない。しかし、いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こりうることであり、どの子どもも被害者にも加害者にもなり得る事実を踏まえ、学校、家庭、地域が一体となって、未然防止・早期発見・早期対応に取り組まなければならない。

いじめは、いじめを受けた児童の心身の健全な成長に重大な害を与え、その生命又は心身に危険を生じさせる恐れがある。すべての児童がいじめを行わず、いじめを放置せず、いじめが心身に及ぼす影響を理解する必要がある。

いじめ問題は、学校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的に進めていく必要がある。学校全体でいじめ防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

とりわけ、「いじめを生まない学校づくり」を目指し、教育活動全体を通して自己有用感や自己肯定感を育み、好ましい人間関係づくりや豊かな心の育成のために日々取り組んでいく必要がある。

「いじめ防止対策推進法」（平成25年9月28日施行）13条の規定及び国のいじめ防止等のための基本的な方針，H29年同国の方針改定，及び，H30年9月山梨県いじめ防止等のための基本的な方針改定に基づき、本校におけるいじめ防止等のための対策に関する基本的な方針を策定した。

## 1 いじめの定義

「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人的関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。ケンカやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるので、児童の感じる被害性に着目し、いじめかどうかを判断する。(文部科学省)

## 2 いじめに関する基本的認識

「いじめ問題」には以下のような特質があることを十分に理解して、的確に取り組むことが必要である。

- (1) いじめは、人間として決して許されない行為である。  
いじめは許されない、いじめる側が悪いという毅然とした態度を徹底する。  
いじめは子どもの成長にとって必要な場合もあるという考えは認められない。
- (2) いじめは、どの児童にも、どの学校、どの学級にも起こりうることである。
- (3) いじめは、大人が気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- (4) いじめは、様々な態様がある
- (5) いじめは、いじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- (6) いじめは、教職員の児童観や指導の在り方が問われる問題である。
- (7) いじめは、解消後も注視が必要である。
- (8) いじめは、家庭教育の在り方に大きな関わりを有している。
- (9) いじめは、学校、家庭、社会など全ての関係者が連携して取り組むべき問題である。

## 2 いじめ対策の組織

「いじめ問題」への組織的な取組を推進するために、以下の「いじめ対策委員会」を設置し、この組織が中心となり、教職員全員で共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を行う。

### 「いじめ対策委員会」の構成員

学校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、特別支援コーディネーター、学年主任、養護教諭、他必要により関係者（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、主任児童委員、民生児童委員、警察等）

### 「いじめ対策委員会」の役割

いじめの未然防止、早期発見、早期対応の中心的役割を担う。

定例の「いじめ対策委員会」は、学期に一回程度開催する。必要によりケース会議を開催する。

## 3 未然防止の取り組み

いじめ問題において、「いじめが起こらない学級・学校づくり」を始めとする未然防止に取り組むことが最も重要である。

未然防止の基本は、自己有用感や自己肯定感を育みながら好ましい人間関係を築き、確かな学力と豊かな心を育て、児童が、規則正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進めていくことである。

すべての児童が活躍できる場面を作り出す視点で、「授業づくり」と「集団づくり」を見直すならば、トラブルが発生しても、それがいじめへとエスカレートすることもなくなってくるはずである。以下の事項にも配慮を怠らないようにする。いじめを止めさせる行動をとれるようにすること。障害のある児童、性同一性障害の児童、被災した児童、外国人の児童等、特に配慮が必要な児童に対して、日常的な適切な支援を行う。

「居場所づくり」や「絆づくり」をキーワードに学校づくりを進め、すべての児童に集団の一員としての自覚や自信を育て、互いを認め合える人間関係・学校風土を創り出していく。

家庭・地域への啓発を通じ、ネット上でのいじめ問題や地域生活でのいじめ問題等への未然防止に取り組む。

## 4 早期発見の取り組み

いじめは、早期発見が早期解決につながる。早期発見のために、日頃から教職員が児童との信頼関係を構築することに努めることが大切である。

いじめは、教職員や大人が気づきにくいところで起きており、潜在化しやすいことを認識する必要がある。児童たちの些細な言動から、小さな変化を敏感に察知し、表情の裏にある心の叫びを敏感に感じ取れる感性を高め、いじめを見逃さない力を向上させることが求められている。

日頃から児童が示す変化や危険信号を見逃さないよう、アンテナを高く保つようにする。

定期的なアンケート調査や教育相談の実施により、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、実態把握に取り組む。

また、児童に関わることを教職員間で共有し、保護者とも連携して情報を収集するよう努める。

### 早期発見のための手立て

- ①アンケート調査（学期末）
- ②学習ノート、生活ノート、日記、連絡帳、
- ③Q-Uの実施と考察
- ④個人面談（児童対象）
- ⑤個別懇談（保護者対象）
- ⑥日々の観察
- ⑦保健室の様子
- ⑧本人からの相談
- ⑨周りの友達からの相談
- ⑩保護者からの相談
- ⑪地域の方からの情報

## 5 いじめへの対処

### 1 基本的な考え方

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行うことが大切である。

教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応に当たる。

### 2 いじめの発見・通報を受けた時の対応

いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合は、学校の設置者と連携を取り、所轄警察署と相談する。

いじめが「重大な事態」と判断された場合は、設置者からの指示に従って必要な対応を行う。

### 3 いじめられた児童又はその保護者への支援

### 4 いじめた児童への指導またはその保護者への助言

### 5 いじめが起きた集団への働きかけ

### 6 ネット上でのいじめへの対応：被害者および、学校地域社会への影響を考慮する。刑法・民事上の人権侵害に当たることを理解させる。書き込み等実態把握と対応等関連機関との連携を図る。

## 6 その他の留意事項

### 1 組織的な指導体制

いじめへの対応は、学校長を中心に全教職員が一致協力体制を確立することが重要である。

一部の教職員や特定の教職員が抱え込むのではなく、学校における「いじめの防止等の対策のための組織」で情報を共有し、組織的に対応することが重要である。いじめがあった場合の組織的な対処を可能とするよう、平素からこれらの対応の在り方について、全ての教職員で共通理解を図る必要がある。

### 2 校内研修の充実

いじめを始めとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を行う。

### 3 児童と向き合う時間の確保

校務の効率化を図る。

### 4 学校評価

体系的・計画的に PDCA サイクルに基づく取組を継続することが大切である。

### 5 地域や家庭との連携について

学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。

### 6 いじめ解消の2要件～いじめにかかる行為がやんでいること。

・被害児童が心身の苦痛を感じていないこと。

被害者に対する物理的・心理的苦痛が少なくとも3ヶ月経過している。面談等により確認する。再発する可能性があることを踏まえ、加害者・被害者の児童を日常的に注意深く観察する。

- 7 自殺防止の観点からの背景調査には、事案の関係者と直接の人間関係や、特別の利害関係のない第三者の参加により、調査の公平性・中立性を確保する。

## 7 いじめ防止指導計画の作成

※年度当初に、年間の計画を確認し合うとともに、組織体制を整える。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
会議	いじめ対策委員会	事案発生時に緊急対応会議の開催			教員研修	いじめ対策委員会
防止対策	学級開き 保護者会等で啓発	情報ネット防犯教室				教育相談機関
早期発見	Q-Uの実施と結果の考察			学校評価	教育相談機関	いじめアンケート
	10月	11月	12月	1月	2月	3月
会議			いじめ対策委員会			いじめ対策委員会
防止対策	人権教室	事案発生時に緊急対応会議の開催			学年懇談	
早期発見	Q-Uの実施と結果の考察		個別懇談 教育相談機関	学校評価	いじめアンケート	教育相談機関